

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 出 発

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局を除く。）の検査実施要領

[1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～3 略]		
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。  [2 略]	許容値を超えるときは、「不可」とする。
5 空中線電力	1 全ての周波数ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。

各 出 発

第1 無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領

[1・2 同左]

3 無線設備等

[一・一の二 同左]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
[1～3 同左]		
4 占有周波数帯幅	1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、同一周波数帯内の任意の1周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）を選定し、測定する。  [2 同左]	許容値を超えるときは、「不可」とする。
5 空中線電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10又は第49条の29に規定する陸上移動局であつて、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、無変調の状態で作させたときの電力を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザ方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあつては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。	許容値を超えるときは、「不可」とする。

	[2～8 略]	
6 隣接チャネル漏えい電力	1 全ての周波数ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
	[2 略]	
[7～11 略]		

[注1～注3 略]

[三 略]

[第2 略]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局の検査実施要領

1 無線従事者の資格及び員数

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 選任されている無線従事者の資格及び員数	選任されている無線従事者の免許証によりその資格及び員数を確認する。	資格及び員数が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2 選任されている無線従事者の従事事実	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、従事の事実が確認できる書類により確認する。	従事の事実がないと確認できるときは、「不可」とする。
3 主任無線従事者を選任している場合は、監督	1 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の5に規定する職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。 (1) 無線設備の操作を行う者に対す	合理的な理由がないにもかかわらず施行規則第34条の5に規定する職務のいずれかを実施していないと確認できるときは、「不可」とする。

	[2～8 同左]	
6 隣接チャネル漏えい電力	1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあっては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する。ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
	[2 同左]	
[7～11 同左]		

[注1～注3 同左]

[三 同左]

[第2 同左]

[新設]

の事実及び主任講習の受講事実	る訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類 (2) その他職務の実施の事実が確認できる書類	
	2 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の7の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。	有効な主任無線従事者講習修了証を有していないときは、「不可」とする。ただし、主任無線従事者の選任後6ヶ月に満たないときは、この限りではない。

## 2 法第60条の備付書類

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2 その他の書類 免許申請書の添付書類の写し、変更申請書の添付書類の写し及び変更の届出書の添付書類等の写し（包括免許に係る特定無線局にあっては、法第27条の6第3項の届出書の写し）	備付けの有無の適否を調べる。 なお、当該書類が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該書類を表示できる備付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないとき（注）は、「不可」とする。

注 当該書類が電磁的方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備えていないとき、表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

## 3 無線設備等

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認（包括免許に係る特定無線局の場合を除く。）

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関係		
(1) 免許人の氏名又は名称並びに住所	免許状及び申請書の添付書類等（写しを含む。）により、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を免許状及び無線局事項書の写しと照	相違するときは、「不可」とする。

	合し、確認する。	
2 工事設計書関係		
(1) 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数	1 送信装置については、それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。 2 受信装置については、それぞれの装置ごとに受信可能な電波の型式及び周波数を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(2) 送受信設備、特殊な設備及び附属装置の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号	送受信設備、特殊な設備及び附属装置ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(3) 空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向、給電線(空中線共用装置を含む。)の種類及び長さについて、工事設計書の写しと対照し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
(4) 電源設備	電源設備の区分(補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。)ごとに定格電圧及び容量を工事設計書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

一の二 法第27条の6第3項の届出書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局の場合に限る。)

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 届出者の氏名又は名称並びに住所	届出書の写しにより、その記載事項を照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
2 無線設備の設置場所	無線設備の設置場所を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
3 送信可能な電波の型式及び周波数	それぞれの装置ごとに発射可能な電波の型式及び周波数を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

4 送信設備の製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号	送信設備ごとに製造番号及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
5 空中線系	空中線系ごとに、空中線の型式、構成、高さ、偏波面、位置、指向方向及び給電線（空中線共用装置を含む。）について、届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。
6 電源設備	電源設備（補助電源又は予備電源、非常電源、発動発電機及び蓄電池を含む。）の区分ごとに届出書の写しと照合し、確認する。	相違するときは、「不可」とする。

## 二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 周波数	<p>1 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>2 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の測定が困難なものについては、無線局の運用状態において測定する。また、トンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>	許容偏差を超えるときは、「不可」とする。
2 スプリアス発射の強度	1 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び	許容値を超えるときは、「不可」とする。

	<p>最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局については、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>2 設備規則別表第3号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。</p> <p>3 無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力の値とあらゆるスプリアス発射が予想される周波数におけるスプリアス発射の強度の値との差の値又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>4 測定値は、設備規則別表第3号に規定する単位で記載する。</p>	
<p>3 不要発射の強度</p>	<p>1 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>2 設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。</p> <p>3 無線設備の構成（ろ波器、増幅器その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代える</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>

	<p>ことができる。</p> <p>また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなきは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。</p> <p>4 無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力を測定した値又はその値と設備規則別表第3号に定める搬送波電力若しくは平均電力との差の値を不要発射の強度とする。</p> <p>5 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。</p>	
4 占有周波数帯幅	<p>1 変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</p> <p>2 無線設備の通常の利用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラムその他の測定に代えることができる。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>
5 空中線電力	<p>1 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>



	<p>数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>2 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。なお、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線局の運用状態においてパイロット信号電力等を測定して換算する。ただし、トンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。</p> <p>3 空中線電力の指定（包括免許に係る特定無線局にあつては、届出）に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。</p>	
<p>6 隣接チャネル漏えい電力</p>	<p>1 全ての周波数（設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する無線局の送信装置のうち、複数の搬送波を同時に送信する一のものにあつては、全ての周波数及び同時に送信される複数の搬送波の周波数）ごとに、その値を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあつては、周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定できる。</p>	<p>許容値を超えるときは、「不可」とする。</p>

	2 測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。	
7 安全施設		
(1) 電波の強度に対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	電波の強度が基準値を超えるときは、「不可」とする。
(2) 高圧電気に対する安全施設の施設状況	1 高圧箇所が露出して人体に危害を及ぼすおそれがあるかどうか調べる。 2 空中線及び給電線が垂下して人体に危害を及ぼすおそれがあるかどうか調べる。	不相当と認められるときは、「不可」とする。
(3) 空中線の保安施設の施設状況	空中線における避雷器又は接地装置の有無及びその適否を調べる。	設置していないとき、又は正常に動作しないときは、「不可」とする。
(4) 保護装置の施設状況	設置の有無及び動作の良否を調べる。	設置していないとき、又は正常に動作しないときは、「不可」とする。

注1 電氣的特性の検査については、できる限り擬似空中線回路を使用し、検査を行うこと

注2 送信装置のうち、適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度及び隣接チャンネル漏えい電力の強度検査を省略することができる。

注3 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

### 三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
1 通信の相手方及び使用する電波の型式並びに周波数は、代表的なものを選定し、次のいずれかにより実地に通信を行う。 (1) 通信系の受信端における通信路の信号対雑音	正常に機能しないときは、「不可」とする。

<p>比、符号誤り率、回線信頼度の測定</p> <p>(2) 無線設備の送受等の切替、制御又は呼出等の特定の信号に対する動作若しくは受信データの良否</p>		
<p>2 携帯無線通信の基地局及び陸上移動中継局については、任意の1チャネルにより、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。</p>	<p>正常に機能しないときは、「不可」とする。</p>	
<p>3 監視装置、制御装置及び警報装置を備える場合は、それぞれの装置の動作状況についても確認する。</p>	<p>正常に動作しないときは、「不可」とする。</p>	
<p>注 本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重下線を付した懸記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>		